

日本三大樹氷
プロモーション業務

公募型プロポーザル審査要領

北秋田市産業部商工観光課

日本三大樹氷プロモーション業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、日本三大樹氷プロモーション業務の受託候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めるものである。

2 審査対象者

審査は、次の事項をすべて満たす者を対象に行なう。

- (1) 別紙「日本三大樹氷プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3 審査方法

- (1) 審査は本市職員及び外部学識経験者で構成する、日本三大樹氷プロモーション業務公募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」）により構成される審査委員会で行う。
- (2) 審査にあたっては企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (3) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が2者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員の投票により1者を選定する。
- (4) 受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を受託候補者として選定する。
- (5) プレゼンテーション時間は「準備5分程度、説明10分程度、質疑応答10分程度」とする。

4 審査基準

審査基準は、次の事項を基本とする。

- (1) 企画提案書の内容
 - ① 事業目的、趣旨を理解し、業務仕様書との整合性が取れているか
 - ② プロモーションの内容は北秋田市の観光PRについて効果的なものである
 - ③ 提案内容は独自性がありターゲットへの訴求力があるか
 - ④ インバウンド誘客につながるような工夫がなされているか

(2) 業務実施体制

- ① 本業務に類する業務を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。
- ② 計画を適正かつ確実に実施できる人員体制とスケジュールであるか
- ③ 見積金額は提案された企画内容に対し適切なものであるか

5 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、総得点の満点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る企画提案事業者については、受託候補者としない。